

尾道市尾崎本町 売り物件

区画番号	土地面積	建物面積	価格
①	15.48㎡(約4.68坪)	※29.73㎡	370万

※登記上建物は2階までとなっており、増築の3階は未登記です。

- ・売主は測量を行いません。
- ・現況渡しとします。
- ・下水は通っていますが、引込みはしていません。現在は汲み取り式です。
- ・都市ガス有
- ・建物内にお風呂ありません。洗濯機パンありません。トイレは和式です。
- ・建物を証明する資料がないため、いつ建築されたか不明です。



◊土地活用と建設で社会に貢献する。

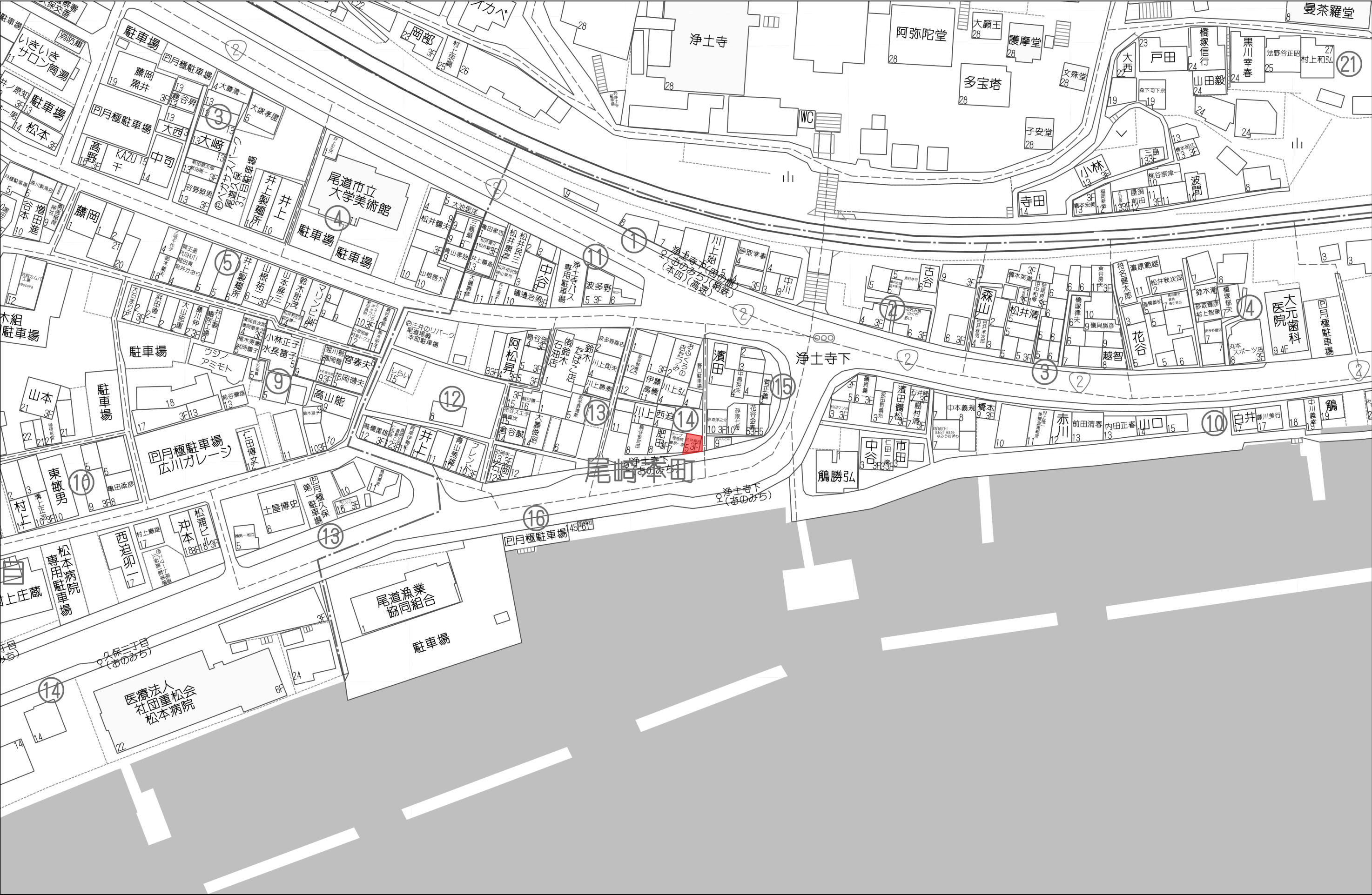
総合建設業

山脇産業株式会社

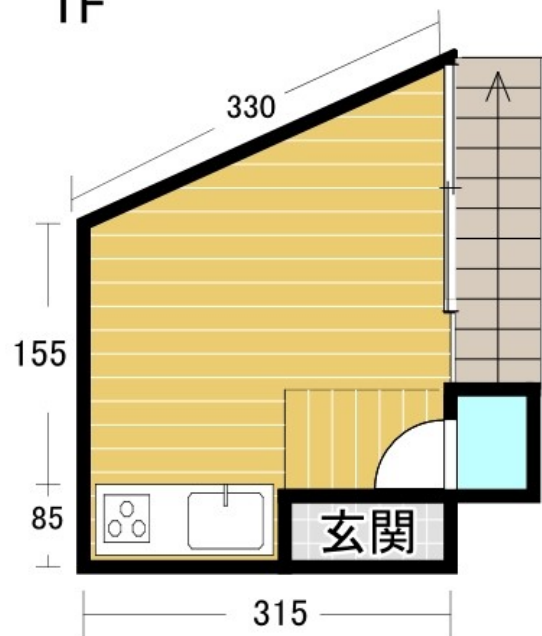
広島県福山市松永町 4-16-45-1☎

TEL：084-939-5542☎

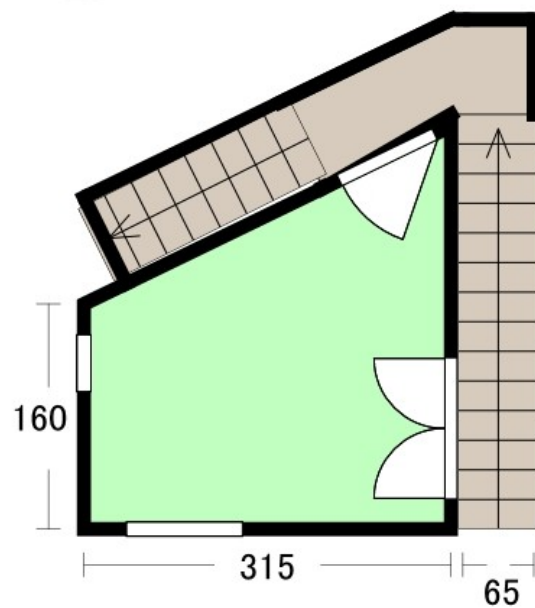
FAX：084-939-5543☎



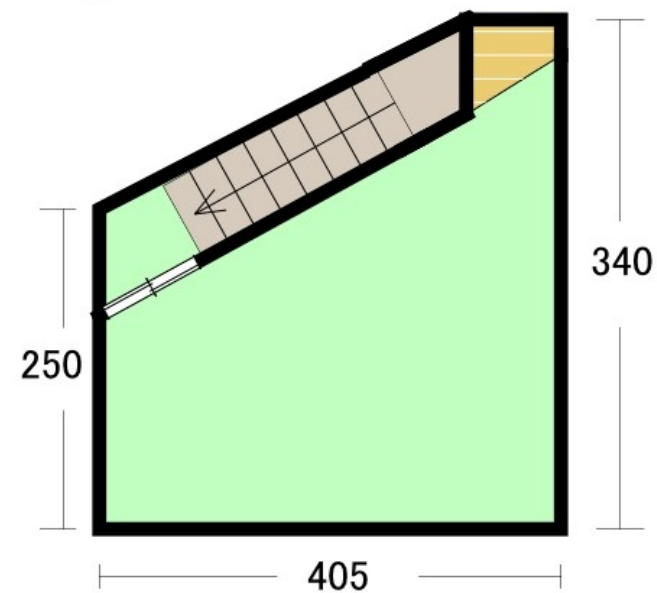
1F



2F



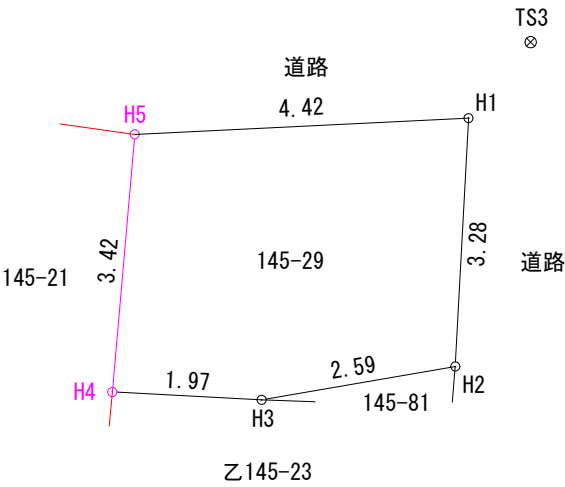
3F



座 標 リ ス ト		
点 名	X	Y
TS1	-175793.263	95927.284
TS2	-175788.226	95943.534
TS3	-175786.207	95927.311

座 標 求 積 表

地 番		145-29				
点 名	標 識	X	Y	$X_{n+1} - X_{n-1}$	$Y_n (X_{n+1} - X_{n-1})$	
H1	()	-175787.211	95926.489	-3.070	-294494.321230	
H2	()	-175790.495	95926.314	-3.725	-357325.519650	
H3	()	-175790.936	95923.752	-0.338	-32422.228176	
H4	()	-175790.833	95921.777	3.511	336781.359047	
H5	()	-175787.425	95922.073	3.622	347429.748406	
			倍 面 積	30.961603	m ²	
			面 積	15.4808015	m ²	
			地 積	15.48	m ²	

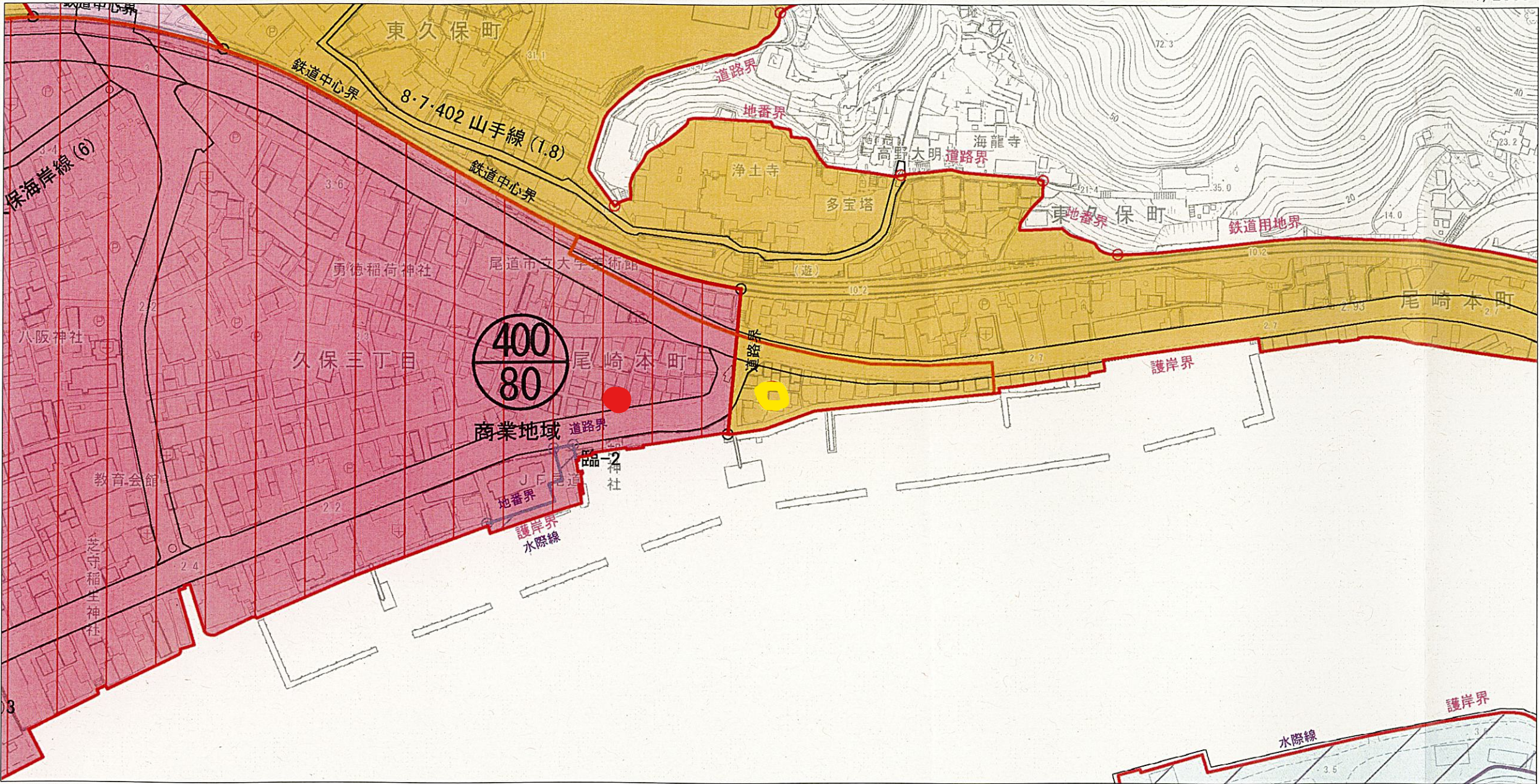


S=1:100

乙145-21との境界は確定していません。

尾道市都市計画図(参考図)

1/2500



凡 例	
	行政区域界
	都市計画区域
	市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
工業地域	工業地域
	工業専用地域
その他区域	建ぺい率・容積率 (下段) (上段)
	高度利用地区
景観地区	景観地区
	準防火地域
	臨港地区
都市施設	都市計画道路
	駐車場
	公園
	緑地
	墓園
	公共下水道
	下水道処理場
	下水道ポンプ場
	汚物処理場
	ごみ焼却場
その他施設	ごみ処理場
	火葬場
市街地開発事業	土地区画整理事業
	市街地再開発事業
地区計画等	地区計画
	景観計画区域
参考	景観計画区域(重点地区)
	屋外広告物条例
	屋外広告物条例(景観地区)
	特定盛土等規制区域
	建築基準法22条区域
	建築協定地区
	建築協定地区

- (注 意)
- ・ 規制内容の欄は、地図中心の赤丸位置の都市計画法及び同法に関する法規制内容を表示しています。
 - ・ 表示に利用している地図は土地の境界を示すものではありません。
 - ・ 本図の利用によって発生する直接又は間接の損失、損害及び障害等について、尾道市は一切責任を負いません。ご利用者自身の責任と判断で利用ください。
 - ・ 本図はすべての都市計画の内容を表示しておりません。権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には利用できません。
 - ・ 宅地造成工事規制区域は令和5年9月28日告示の盛土規制法により区域が変更となりますので、宅地造成工事規制区域の確認は別途行うようお願いします。

都市計画法及び関係する法規制内容					
	地図中心の赤丸位置		地図中心の赤丸位置		地図中心の赤丸位置
都市計画区域	備後圏都市計画区域	準防火地域	—	ごみ焼却場	—
区域区分	市街化区域	臨港地区	—	ごみ処理場	—
用途地域	第一種住居地域	都市計画道路	—	火葬場	—
建ぺい率	60%	〔整備・未整備〕	—	土地区画整理事業	—
容積率	200%	駐車場	—	市街地再開発事業	—
絶対高さ制限	0m	公園	—	地区計画	—
高度利用地区	—	緑地	—	景観計画区域	重点地区(尾道・向島地区)
景観地区	尾道市景観地区	墓園	—	屋外広告物条例	景観地区
〔地区区分〕	尾道地区	公共下水道	尾道市公共下水道	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域
〔高さ制限〕	15m	下水道処理場	—	建築基準法22条区域	22条区域
〔ゾーン区分〕	海辺市街地ゾーン	汚物処理場	—	建築協定地区	—

この参考図は、本市の都市計画を証明するものではありません。お調べの土地が用途地域等地域地区や都市施設等の境界付近にある場合は、まちづくり推進課課員にお問い合わせください。

配管状況提出図(変更中)

縮尺: 1/500 2025/08/18 15:27:41

84131

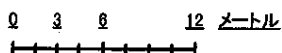
尾道市尾崎本町14-5

84131



84131

84131

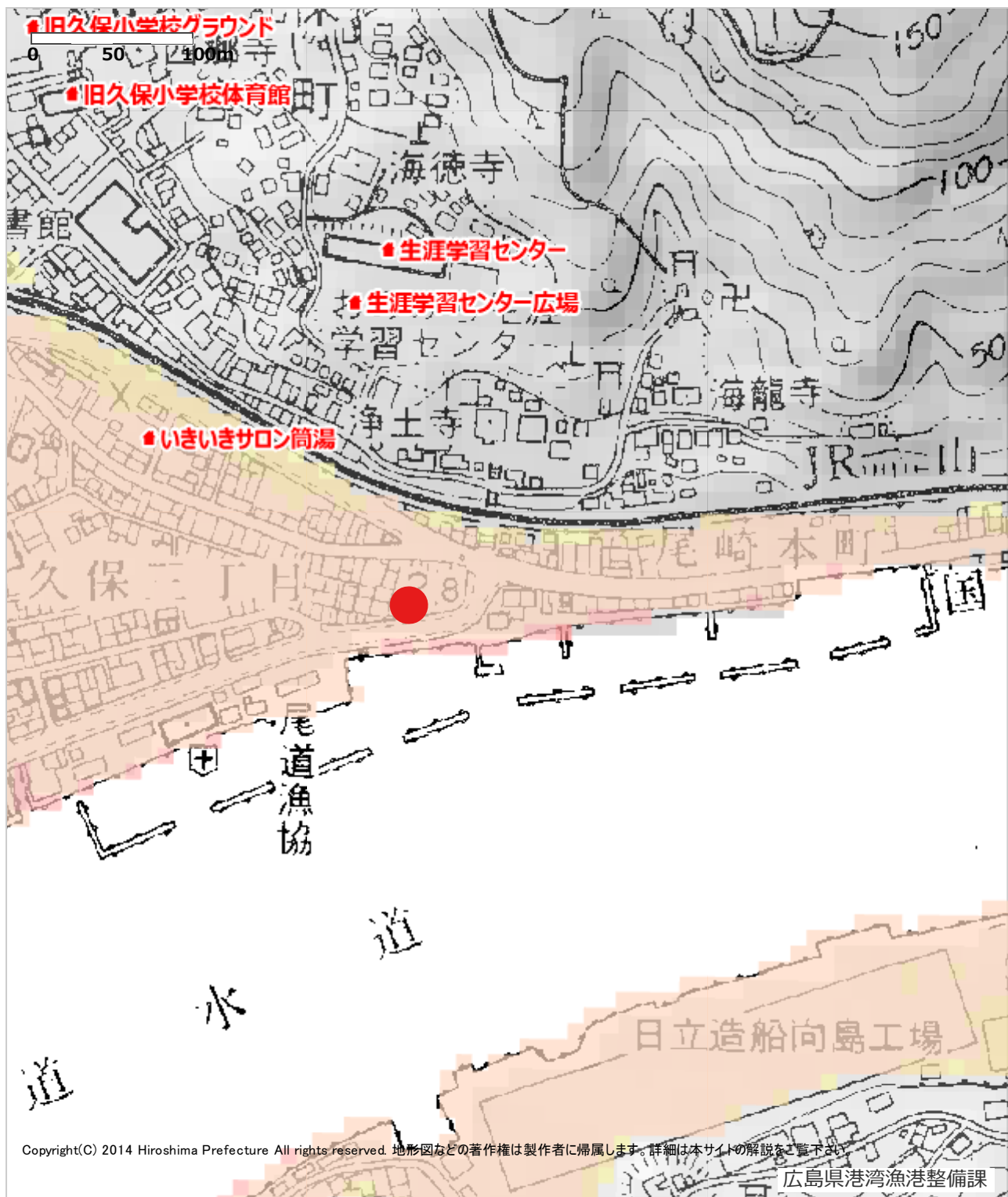


MAPに表示されておりますガス管情報は、重要な物件については必要に応じて竣工図ならびに現地を確認して下さい。
なお灯外内管付近に表示されております管径情報は、供給管情報であり灯外内管の情報ではありませんのでご注意下さい。

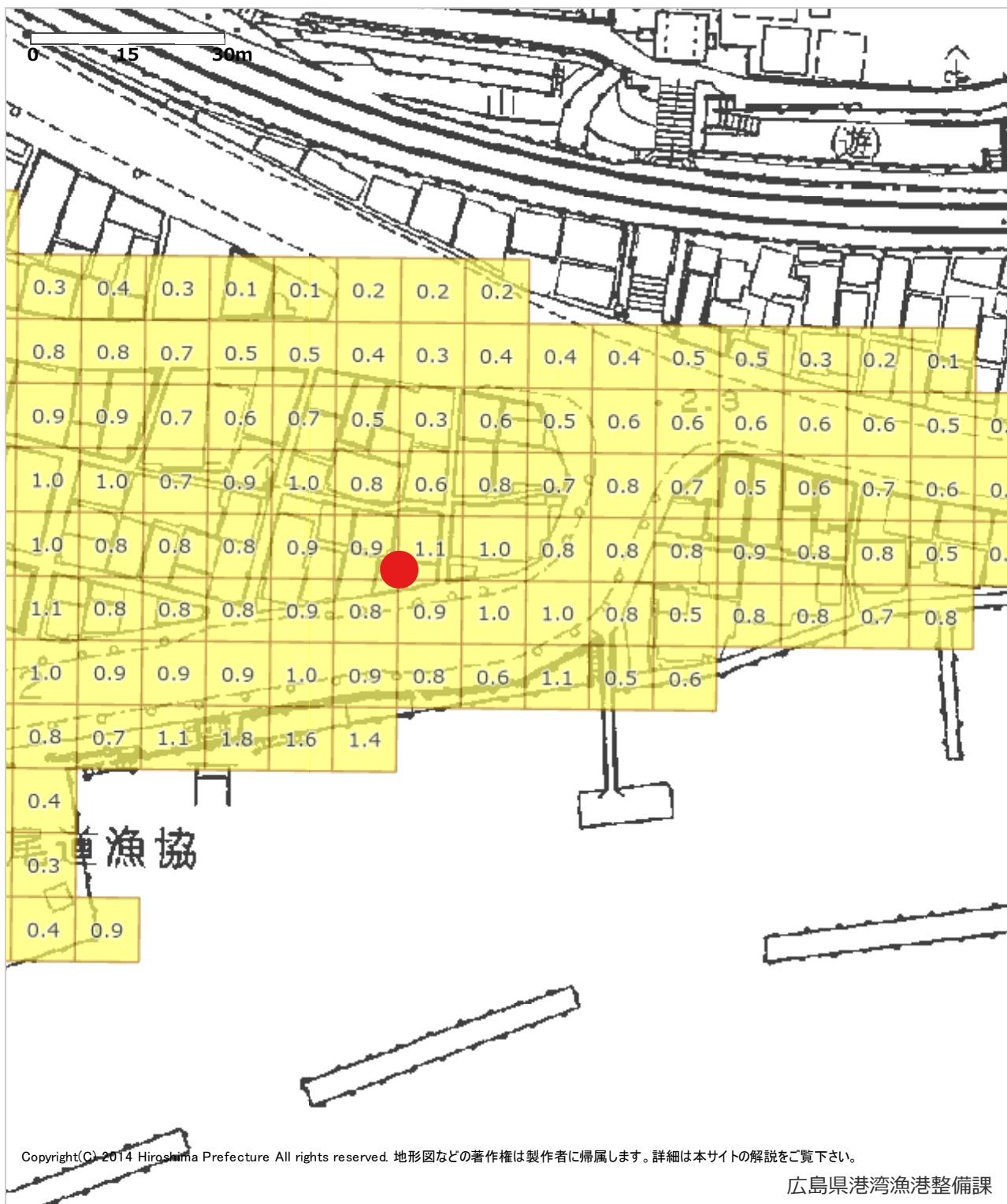


Copyright(C) 2015 Hiroshima Prefecture All rights reserved. 地形図などの著作権は製作者に帰属します。詳細は本サイトの解 広島県土木建築局河川課

凡例	浸水想定（想定最大）	水位観測局	河川監視カメラ情報	その他
	20.0-	▲ 氾濫危険水位	📷 河川監視カメラ	🔴 避難所
	10.0-20.0	▲ 避難判断水位		
	5.0-10.0	▲ 氾濫注意水位		
	3.0-5.0	▲ 水防団待機水位		
	1.0-3.0	▲ 水防団待機未満		
	0.5-1.0	▲ 欠測		
	0.3-0.5	▲ 閉局・メンテナンス		
	0.0-0.3	△ 上昇（変化なし）		
	(m)	▽ 下降中		



凡例	高潮浸水想定	海岸カメラ	避難所
	30cm未満		
	30cm以上50cm未満		
	50cm以上1m未満		
	1m以上3m未満		
	3m以上5m未満		
	5m以上10m未満		
	10m以上20m未満		
	20m以上		



凡例	津波災害警戒区域	海岸カメラ
	津波災害警戒区域 基準水位(m)	避難所

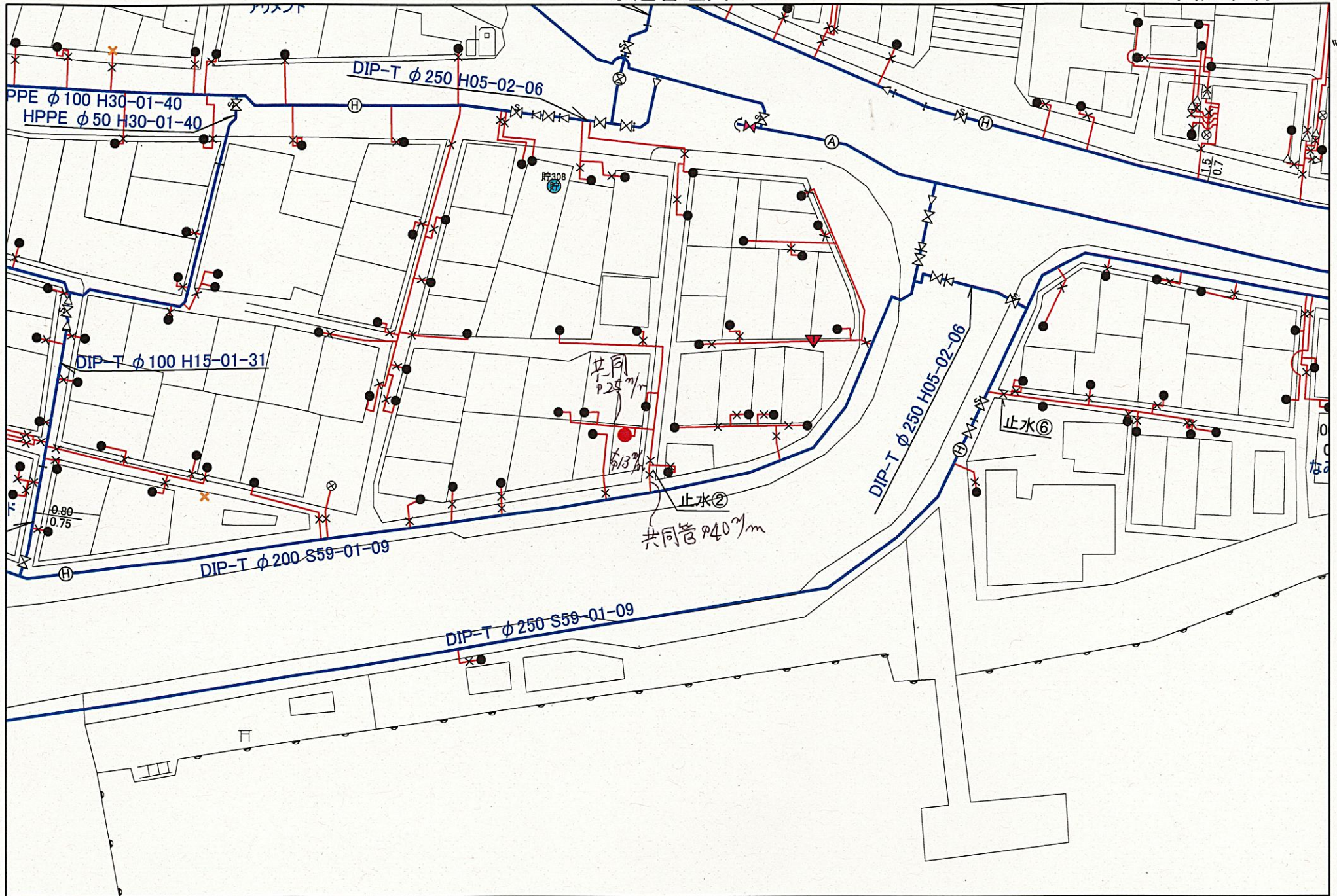


[国土地理院](#) | 広島県砂防課

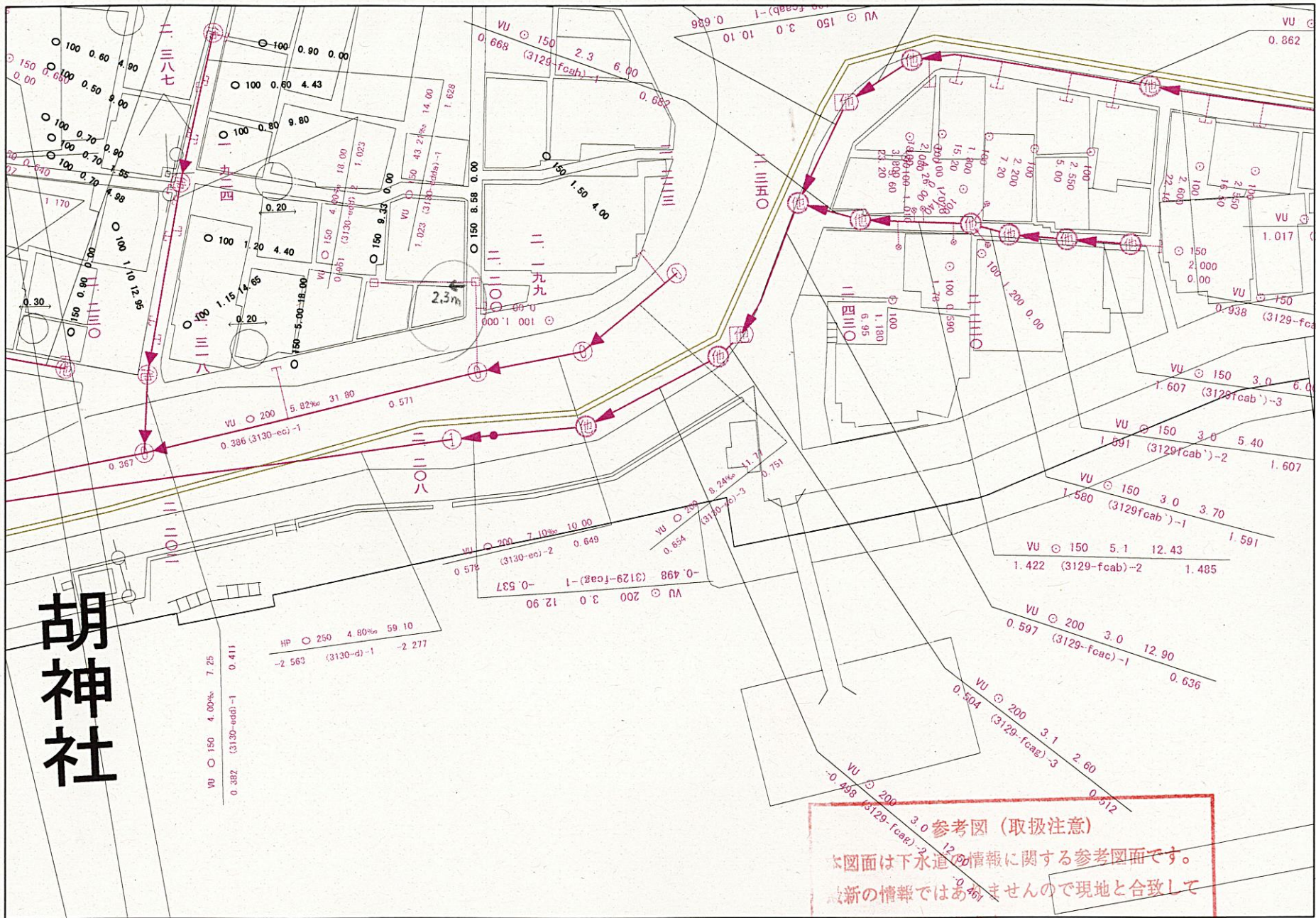
凡例	土石流	急傾斜地	地すべり	その他
	[指定済]	[指定済]	[指定済]	行政界
	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	避難所
	警戒区域	警戒区域	警戒区域	
	[指定前]	[指定前]	[指定前]	
	特別警戒区域	特別警戒区域	特別警戒区域	
	警戒区域	警戒区域	警戒区域	

水道管理図

令和7年8月19日



胡神社

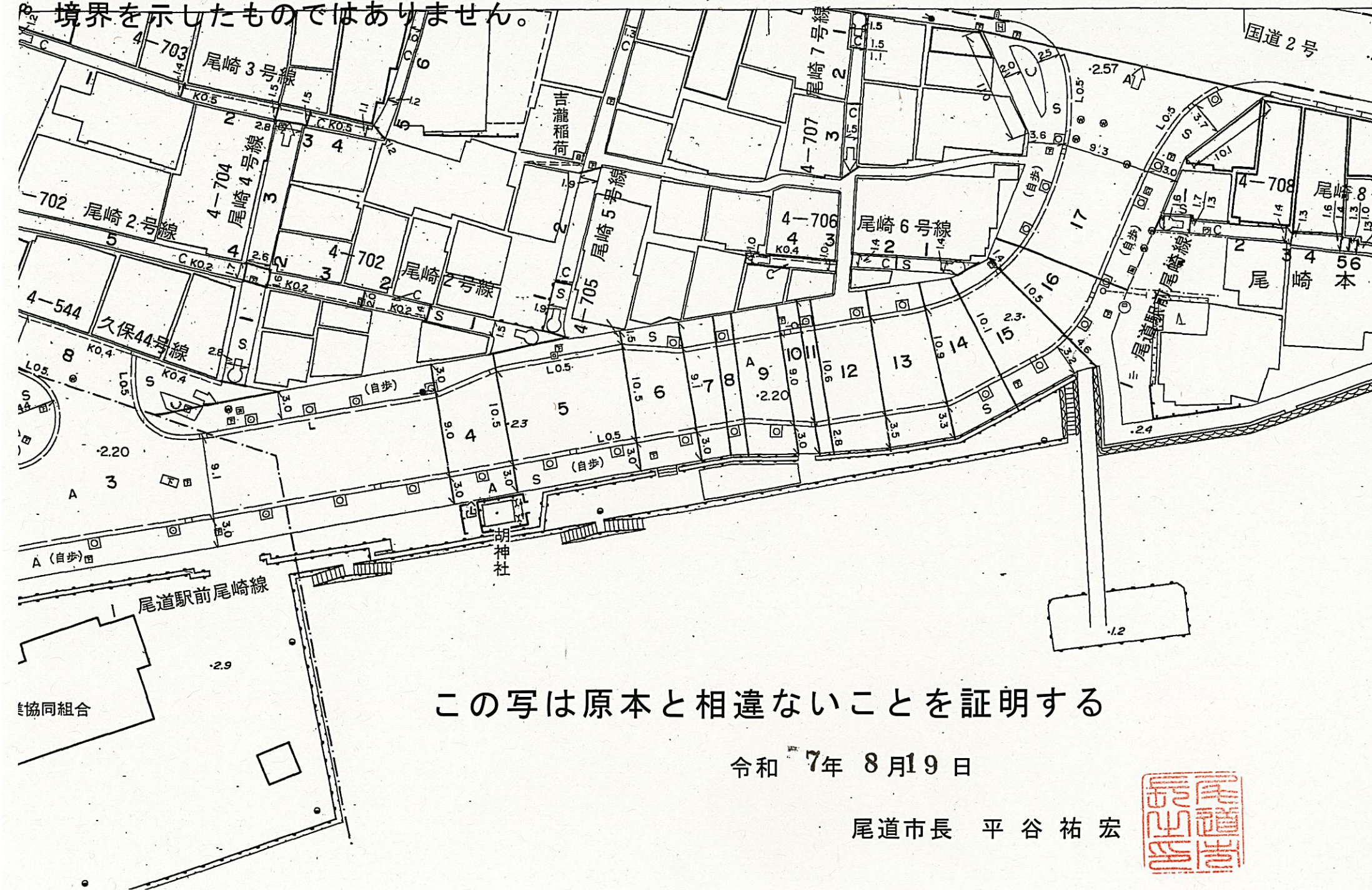


3.0 参考図 (取扱注意)

本図面は下水道の情報に関する参考図面です。
最新の情報ではあませんので現地と合致して
いない場合があります。

聯絡先 尾道市上下水道局 下水道課
下水道工務係 電話 0848-29-6250

市道有効幅員を示したものであり、市道の区域又は境界を示したものではありません。



この写は原本と相違ないことを証明する

令和 7年 8月19日

尾道市長 平谷 祐宏

